

事業所名

判定基礎期間： 月 日～ 月 日
(初回・ 回目)

○休業・教育訓練を実施する場合の提出書類

No.	必 要 書 類			提出枚数 (部数)		
				事業所 確認欄	安定所 確認欄	労働局 確認欄
1	休業等実施計画届 提出書類一覧表	毎 回	この用紙です			
2	様式第1号(1) 休業等実施計画 (変更) 届 [裏面]	毎 回	裏面も併せてご提出ください			
3	様式第1号(2) 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書 [裏面]	初 回	裏面も併せてご提出ください			
	様式第1号(4) 雇用調整実施事業所の雇用指標の状況 に関する申出書	初一回	派遣労働者を受け入れている場合は、派遣先管理 台帳の写し			
4	休業協定書(写) 労働者の過半数を代表する者と締結したもの	毎 回	休業を実施する場合に必要です			
5	労働組合がある場合は組合員名簿	初 回				
	労働組合が無い場合は代表者選任書	初 回				
6	生産月報、総勘定元帳、月次損益計算書 等	初 回	No.3の数値を確認できる資料を必ず添付してください			
7	年間カレンダー	初 回	当該年度分と前年度分の2年分			
8	就業規則(写)・賃金規程(写)、労働協約(写)	初 回	常時労働者が10人未満で就業規則等がない場合は、 雇用契約書(写) 等			
9	会社案内又は会社経歴書 (写)	初 回				

○教育訓練を実施する場合の提出書類 (1～4、6～10 は共通)

10	様式第1号(3) 教育訓練計画一覧表	毎 回	教育訓練を実施する場合に必要です			
11	教育訓練協定書(写) 労働者の過半数を代表する者と締結した もの	毎 回	教育訓練を実施する場合に必要です			
12	就業規則等経営慣行等に基づき、通常行われている訓練 の実施状況及び計画内容がわかる書類 (例) 入社時研修、中堅職員研修	教育訓練 計画時の 初 回	教育訓練内容、対象者がわかる書類(前年度分と今年度分) ※教育訓練の実績・計画がない場合は、実績・計画がない 旨の疎明(説明)書を添付			
【事業所内訓練】事業主が自ら実施するものであって、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別し、受講者の所定労働時間内の 2時間以上で行われるもの。						
13	教育訓練実施予定カリキュラム	毎 回	日ごとに実施場所及び実施時間帯、対象者氏名、科目、内 容、講師、目標、使用教材名が記載されたもの			
14	教育訓練講師プロフィール	毎 回	講師の資格、免許、経歴等が記載されたもの			
【事業所外訓練】「事業所内訓練」以外の教育訓練で、受講者の所定労働時間内の2時間以上で行われるもの。						
15	事業所外訓練であることを示す書類	毎 回	教育訓練委託契約書、受講申込書(写)等			
16	受講カリキュラム(写)、受講案内(写) 等	毎 回	受講予定者、受講日、受講場所、受講時間帯、科目、内容、 講師が記載されたもの			
書類確認者名 所 局				初回のみ ヘッダー1		□

※審査時に問い合わせをさせていただくことがありますので、必ず提出書類の控えを保管くださるようお願いいたします(5年間)。

※提出期日について：判定基礎期間における最初の休業又は教育訓練の前日までに管轄ハローワーク又は労働局に提出して下さい。

※本助成金の対象期間は、初回計画届の際に事業主が指定した雇用調整(休業、教育訓練、出向)の初日から起算して1年間です。

※ NEW 書類の送付先：〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング5階 千葉労働局 職業対策課分室

不足書類の送付のみ右記メールアドレスをご利用いただけます。(chiba-kochou@mhlw.go.jp) 担当者名を明記してください。

※ NEW 問い合わせ先： 043-221-4393

【注意事項】

1 特例措置の対象は、休業の初日が令和8年7月28日から令和9年1月27日までにあり、対象期間は1年間です。

2 遡りの計画届の提出期限は令和8年10月27日までです。→10月27日までに計画届を提出すれば、事前に届出があったものとみなし、令和8年7月28日以降に開始した休業を助成の対象とすることができます。

3 計画届は判定基礎期間（賃金の締め切り日の翌日から次の賃金締め切り日まで）ごとに提出しなければなりません。休業の開始日が賃金締め切り日の翌日以外の場合は、休業開始日から直後の締め切り日（または次の締め切り日）までを初回の判定基礎期間とすることができます。たとえば、

7月28日が休業初日、賃金締め切り日は月末の場合：

①初回の判定基礎期間： 7月28日～7月31日 2回目の判定基礎期間：8月1日～8月31日

②初回の判定基礎期間： 7月28日～8月31日 2回目の判定基礎期間：9月1日～9月30日

どちらでも可能ですが、計画届の提出日以前の休業を助成対象とするためには、10月27日までに計画届を提出しなければなりません。

3回分までの計画届を同時に提出することが認められています。①の場合は、9月1日から9月30日までの計画届を初回届出時に提出することが可能です。②の場合は、10月1日～10月31日までを3回目として、初回時に提出することができます。

なお、2回分又は3回分の計画期間を連続した一つの判定基礎期間とした計画届（1枚の計画届にまとめたもの）を提出することができます。ただし、支給申請期間が計画期間の末日の翌日からとなるため、申請時期が後ろ倒しになる期間がありますので、ご注意ください。

4 様式熊特第1号（2）の記載について

①Aの最近1か月とは： 休業の初日が7月28日～31日までの場合は、8月分、7月分、6月分のいずれか。

②BのAに対する期間とは： ①の前年同期

なお、8月の売上高等を使用しても、7月28日からの休業に対する支給要件を満たしているとみなします。

5 上記4の補足（雇用保険適用事業所設置後1年未満の事業所の場合）

①Aの最近1か月とは： 令和8年8月以降の1か月

②BのAに対する期間とは： 事業所を設置してから地震前まで、労働者を雇用している1か月

6 経済上の理由の具体例

①需要の減少又は風評被害による販売又は集客の困難

②取引先の被災による、原材料や商品等の取引困難

③交通の遮断による、製品や原材料などの運送、従業員の通勤などの生産及び販売環境の悪化

④電気、水道及びガス等の供給や通信の途絶又は困難による生産及び販売環境の悪化

⑤損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達等に関して災害の影響により期間を要する場合

地震を副次的な要因として、上記①から⑤に掲げるような理由を伴うものであれば、経済上の理由があるものとして取り扱います。

7 様式熊特第5号（1）、様式熊特第5号」（2）、様式熊特第1号（2）の裏面に注意事項が記載されていますので、ご確認ください。